

指定再資源化製品ワーキンググループ リチウム蓄電池使用製品の回収・リサイクルワーキンググループ

事務局資料

令和7年12月

経済産業省 G X グループ 資源循環経済課

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課

指定再資源化製品に係る判断基準／認定基準省令について

1. 指定再資源化事業者の判断の基準（改正資源法第53条）

- ① 使用済指定再資源化製品の自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項
- ② 使用済指定再資源化製品の再資源化の目標に関する事項及び実施方法に関する事項
- ③ 使用済指定再資源化製品について市町村から引取りを求められた場合における引取りの実施、引取りの方法その他市町村との連携に関する事項
- ④ その他自主回収及び再資源化の実施に関し必要な事項

2. 自主回収・再資源化事業計画の認定に係る基準等（改正資源法第54条・第55条）

- ① 自主回収・再資源化事業の実施に関する計画の認定のための判断の基準となるべき事項
- ② 認定を受けた計画について変更認定を要しない軽微な変更の対象とする事項

1. 指定再資源化事業者の判断の基準

① 使用済指定再資源化製品の自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項

事項	リチウム蓄電池	パソコン	追加3品目
①回収場所、回収ボックスといった自主回収のための必要な措置（※1）	○	○	○
②回収時に、対価を徴収しないこと。ただし、事業活動に伴って発生したものや正当な理由がある場合を除く。	○	○	○
③製品の付属装置の自主回収（努力義務）	—	○	—
④自主回収途中における実施状況の把握（※1）	—	○	—
⑤加工、修理又は販売（輸入販売を除く。）の事業を行う者に対する必要な協力	○	—	(携帯電話用装置：○) （※2）
⑥他者への委託しての自主回収の実施及び当該受託した者への報告の聴取	○	○	○
⑦単独又は共同して実施した自主回収の実施状況の公表	○	○	○
⑧その他自主回収の実効を確保するための必要な措置 (検討テーマ1) 表示等義務の要否	○	○	○
(検討テーマ2) 回収目標の設定・公表等の要否	—	—	(今回検討)
(※1) 携帯電話用装置の場合、パソコンと同様に、個人情報を含む製品であるため、そのトレーサビリティを求めるもの。			(今回検討)

(※1) 携帯電話用装置の場合、パソコンと同様に、個人情報を含む製品であるため、そのトレーサビリティを求めるもの。

(※2) 事業者が、販売（輸入販売を除く。）の事業を行う者に対して協力を求める旨を定めるもの。

なお、回収場所、回収対象等の情報については、リチウム蓄電池とパソコンで定める条項に違いがあるものの、自主回収の実効を確保するために公表する旨規定しており、追加3品目も同様に規定する。

1. 指定再資源化事業者の判断の基準

① 使用済指定再資源化製品の自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項

(検討テーマ1) 表示義務の要否

- ✓ 指定再資源化製品については、自主回収している旨消費者における認知のため、製品本体や製品に付属する取扱説明書その他の物品における表示又は記載、店頭ポスター、WEBサイト、DM／メルマガ、SNSなど様々な方法が考えられるところである。
- ✓ 必ずしも製品本体への表示を求めるものではないが、どのように消費者における認知を図るかは、製品に応じて、事業者において自主回収の実効を確保するための取組として求めるものとしてはどうか。
- ✓ また、施行時点において、措置が講じられていない製品について、即基準違反とするような過度な扱いをするものではなく、運用として、その製造事業者等に対し、取組の実施・促進を求めていくこととする。

1. 指定再資源化事業者の判断の基準

(参考) 回収対象の見分け方

3つの矢印の「リサイクルマーク」が目印



回収・リサイクルが必要であることを示す記号（スリーアローマーク）と電池の種類を示す英文字でリサイクルマークは構成されています。

リサイクルできる小型充電式電池を見分けるには、まず電池についている「リサイクルマーク」※を探してください。

尚、「資源有効利用促進法」施行前のものには、リサイクルマークの無いものもございます。

※JBRC回収対象電池かは、リサイクルマーク有無ではなく、次の条件をすべて満たすかでご判断ください。

- ・JBRC会員企業製であること（会員企業外品やメーカー不明品は回収対象外）
- ・電池種類（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池のいずれか）が明確であること
- ・破損、水濡れや膨張等の異常のある電池や、外装なしのラミネートタイプの電池ではないこと

出典（一般社団法 JBRCホームページより）

https://www.jbrc.com/general/recycle_flow/

1. 指定再資源化事業者の判断の基準

① 使用済指定再資源化製品の自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項

（検討テーマ2）回収目標の設定・公表等の要否

- ✓ 回収目標値の設定については、その達成状況を踏まえ、法に基づく指導・助言、さらには、勧告・命令・罰則を執行することに繋がるため、設定する目標値に係る合理性及び妥当性が不可欠であるが、現時点では、指定再資源化製品の流通形態や使用済指定再資源化製品の廃棄等の実態が不明であり、指定再資源化製品ごとに全国一律の合理的かつ妥当な目標設定を行うことは困難である。
- ✓ 一方、自主回収の実効の確保として、製造事業者等は、消費者が指定再資源化製品を廃棄する際に、適切に排出されるよう回収の促進を取り組む必要があり、また、行政においては、回収量を含めた取組状況を把握し、指導等の実施が求められるところである。なお、現行の下取り回収や二次流通市場を阻害することは意図していない旨配慮も必要。
- ✓ このため、当面の間は、指定再資源化事業者が自主回収に関する定量的な回収目標値を自ら設定し、その回収目標値の達成に向けた必要な取り組みを実施・公表することとしてはどうか。
- ✓ 国は、この回収目標値を設定する際に必要となる考え方等をガイドラインとして整理するとともに、公表される自主回収量実績を集計し、日本全体としての自主回収の取組をモニタリングし、必要に応じて将来的に指定再資源化製品ごとに一律の回収目標値の法定化や安全規制としてのあり方の検討などに繋がるよう図っていくこととしてはどうか。

1. 指定再資源化事業者の判断の基準

② 使用済指定再資源化製品の再資源化の目標に関する事項及び実施方法に関する事項

【再資源化の目標に関する事項】

対象製品の例	割合
リチウム蓄電池	30／100
パソコン（ <u>重量 1 kg</u> 超のノート型）	55／100

※ 1. 重量 1 kg以下のパソコンは、指定再資源化製品の対象外。

※ 2. 再資源化の目標は、上記の割合を下回らないよう各事業者にて設定。なお、再資源化の割合の算定は、次のとおり。

✓ リチウム蓄電池の場合：

[再生資源（金属資源）として利用可能な状態にされるものの総重量] / [回収した使用済リチウム蓄電池の総重量]

✓ パソコンの場合：

[再生部品／再生資源（ケミカルリサイクルは除く。）として利用可能な状態にされるものの総重量] / [(回収した使用済パソコン（パソコンとして利用することができる状態にされるものを除く。）の総重量)]

1. 指定再資源化事業者の判断の基準

② 使用済指定再資源化製品の再資源化の目標に関する事項及び実施方法に関する事項

【再資源化の実施方法に関する事項】

リチウム蓄電池	パソコン
自ら又は他の者に委託して、技術的及び経済的に可能な範囲で、再生資源（金属資源）として利用することができる状態にすることができるものについては、再生資源として利用することができる状態にする。ただし、これによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であるときは、この限りでない。	自ら又は他の者に委託して、技術的及び経済的に可能な範囲で、次に定めるところにより、再資源化をするものとする。ただし、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であるときは、この限りでない。 i) 全部又は一部のうち、再生部品として利用可能ものは、利用可能な状態とする。 ii) i) ができないものであって、マテリアルリサイクルできるものは、マテリアルリサイクルする。 iii) i) 及び ii) ができないものであって、ケミカルリサイクルできるものは、ケミカルリサイクルする。 ※パソコンとしてリユース可能にすることを妨げるものではない旨も規定。
他の者に委託して再資源化をする場合、当該受託した者に対し、当該再資源化の実施の状況に関する報告を求める。	単独に又は共同して実施した再資源化の実施の状況を毎年度公表する。

1. 指定再資源化事業者の判断の基準

③ 使用済指定再資源化製品について市町村から引取りを求められた場合における引取りの実施、引取りの方法その他市町村との連携に関する事項

リチウム蓄電池	パソコン
市町村から引取りを求められたときは、引き取ること。	
引取りをするために必要な条件をあらかじめ公表すること。	
公表した条件に基づき適切に分別されたものについては、 対価を得ないで引き取るものとする。 (※)	—

(※) 蓄電池の場合、乾電池等の混入や蓄電池が機器から取り出されていない状態などが想定されたことから、「乾電池等の混入量が少なく、機器からも分離された状態になっているなど適切に回収されたものは、無償あるいは対価を支払って（有償で買い取つて）回収する必要がある」旨として規定されたもので、パソコンの場合には規定されていない。

④ その他自主回収及び再資源化の実施に関し必要な事項

リチウム蓄電池	パソコン
—	再生部品・再生資源として利用できないものは、熱回収に努めること。

自主回収及び再資源化に際しては、関係法令の規定を遵守し、原材料の毒性その他の特性に配慮し、自主回収及び再資源化に係る安全性を確保すること。

1. 指定再資源化事業者の判断の基準

(参考) JBRCにおける自治体からの引取りについて

JBRC の一般廃棄物広域認定の「排出者(自治体)」としてご登録申請いただく際の

2024.3.01

承諾事項書

「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、一般廃棄物としての使用済み小型充電式電池の回収・再資源化を促進する一般社団法人JBRC（以下、「JBRC」という。）の活動趣旨に賛同し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく一般廃棄物広域認定（平成30年第4号）の排出者として登録するにあたり、以下の内容を確認・承諾し、本書、「排出者登録申請書」及び「排出場所リスト」のJBRCへの提出をもって、JBRC一般廃棄物広域認定の排出者（以下、「排出者」という。）として登録することに同意します。

1. 处理の委託：排出者は、2項に定める回収対象電池の運搬及び処分について、JBRCが3項および4項に記載した運営会社および再資源化処理会社に再委託することを承諾する。なお、JBRCは委託を受けた回収対象電池を、收集運搬中に、他の排出者からの委託品と混合することはしない。

2. 回収対象電池：JBRC会員が国内で販売し、一般廃棄物となった下記の電池。

- ニカド電池
- ニッケル水素電池
- リチウムイオン電池
- モバイルバッテリー（機器本体）

3. 運営会社

佐川急便株式会社（本社：京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地） 日本通運株式会社（本社：東京都千代田区神田和泉町2番地）
日本貨物鉄道株式会社（本社：東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号） 西濃運輸株式会社（本社：岐阜県大垣市田口町1番地）

4. 再資源化処理会社

日本磁力選鉱株式会社（本社：福岡県北九州市小倉北区馬鹿三丁目6番42号） [搬入・処理] ひびき工場（福岡県北九州市若松区響町一丁目79番4, 5, 6, 7, 8, 9）
DOWA エコシステム株式会社（本社：東京都千代田区外神田四丁目14番1号） [搬入] 秋田県大館市花岡町堂星敷115-2

エコシステム秋田株式会社（本社：秋田県大館市花岡町字堤沢42番地） [処理] 秋田県大館市花岡町字滝の沢6番2他、秋田県大館市花岡町字滝の沢7番地
共英製鋼株式会社（本社：大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号） [搬入・処理] 山口事業所（山口県山陽小野田市大字小野田6289番18）

5. 回收単位：JBRCが支給したペール缶（10kg～20kg）単位、又は、JBRCが送付したリサイクルBOX缶（溝杯）単位とする。なお、リサイクルBOX缶は設置用とし回収はペール缶で実施する。ペール缶、リサイクルBOX缶はJBRCにWebまたは電話で依頼を行う。

6. 費用負担：本承諾事項書に従った回収対象電池の回収費用及び再資源化処理費用及び回取に使用するペール缶・リサイクルBOX缶費用及び運送費用は、原則としてJBRCが負担する。

7. 管理責任

- (1) JBRCは電池の保管・回収に使用するペール缶、又は、リサイクルBOX缶を、排出者に支給する。支給された缶の所有権は排出者に移転する。
- (2) 排出者は、自己の責任・管理において回収対象電池を收集、保管する。

8. 回収手順

- (1) 排出者は、回収対象電池が10kg以上貯まった場合、又はリサイクルBOX缶が溝杯になった場合、次の各事項を遵守して、梱包を行う。
 - ①回収依頼する電池が回収対象電池のみであることを確認する。
 - ②発熱・発火の恐れがあるので、次の安全措置を遵守したうえで回収対象電池を梱包する。なお、回収対象外電池はJBRCホームページに掲載。
 - ・プラスチックケースやプラスチックチューブ等で被覆されている電池パックは解体しない。
 - ・解体された電池パック、破損した電池パック、解体により取出された電池及びその部品は、回収できないので、絶対に入れない。
 - ・リード線や金属端子は、絶縁用ビニルテープ等で必ず絶縁する。なお、リード線は土木資材に含めない。
 - ・雨水にさらされたり、水で濡れてもいる電池パックは回収できないので、絶対に入れない。
- ③回収対象電池をJBRCが供給したペール缶（10kg～20kg）に梱包する。リサイクルBOX缶が溝杯になれば電池をペール缶に移して梱包する。
いわゆる場合は種類分けは不要とする。なお、ペール缶、での梱包は樹脂容器をペール缶に入れ、その中に電池を入れて梱包する。
- (2) 排出者は、上記(1)の措置を適切に実施したことを確認後、JBRCのWebサイトもしくは電話により、回収対象電池の種類、荷容、梱包を特定して、JBRCに回収依頼を行う。なお、万一回収依頼内容の変更が生じたときは、速やかにJBRCに届け出る。
- (3) JBRCは、回収依頼を受けた梱包荷物について、上記(1)から遵守されていない状況が確認された場合は、排出者登録を一時停止、または排出者登録の取消を行ふ場合がある。
- (4) JBRCは、回収依頼受付後、運営会社に依頼し、回収依頼荷物を取り、再資源化処理会社に搬入し再資源化処理を実施する。
- (5) 小型充電式電池の処理情報は、JBRCの電子システムを通じて排出者に伝達される。
9. 排出者が再資源化処理会社に回収対象電池その他の荷物を直接された場合は、JBRCの取扱いにはならない。この場合、すべての費用及び管理等の責任は排出者が負担する。
10. 排出者が小型充電式電池でないものを大量に含む梱包荷物の回収依頼を行った場合、JBRCは、小型充電式電池でないものを運賃は排出者負担で、排出者に返送することができる。
11. 回収対象電池および梱包容器（缶を含む）の所有権は、運営会社に引渡した時点で排出者からJBRCに移転するものとする。
12. 排出者が登録を取消したい場合は、JBRCに「排出者登録取消届」を提出する。JBRCによる取消届受けもって登録の有効期間が終了する。なお、登録期間中にJBRCが回収依頼受付を行った回収対象電池は、JBRCにて再資源化処理する。
13. 排出者及びJBRCは、反社会勢力に該当しないことを相互に保証する。JBRCは、排出者に反社会的勢力との間と又は回収対象電池の処理委託に関してJBRCが不適切と判断する事案が認められた場合、排出者の登録取消を行ふことができる。なお、登録の取消し前に回収依頼受付した回収対象電池は、JBRCにて再資源化処理する。
14. JBRCは、本承諾事項書に記載された事項について、合理的な裁量により、予告なく変更を行うことがある。変更があった場合は、JBRCは、速やかにその旨をJBRCのWebサイトに掲載して公告、又は電子メール等で排出者に通知する。
15. 排出者は、自治体名称、代表者氏名、所在地及び「排出者登録申請書」及び「排出場所リスト」の登録内容に変更があった場合は、直ちにJBRCに連絡するものとする。
16. 自治体が業務委託している民間業者を排出場所として登録を希望する場合、自治体が責任をもって管理し、自治体以外の業務で回収した電池は本契約の対象外とするなどを登録条件とする。

出典（一般社団法JBRCホームページより）

https://www.jbrc.com/wp-content/themes/jbrc/assets/pdf/business_general02.pdf

1. 指定再資源化事業者の判断の基準（全体整理）

	電源装置 (リチウム蓄電池を使用した携帯用小型電源装置：モバイルバッテリー)	携帯電話用装置（スマートフォン、フィーチャーフォン、PHS）	加熱式たばこデバイス
①自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項	リチウム蓄電池の現行判断基準を参考とし、更に表示等及び自主回収目標に関する基準を追加	パソコンの現行判断基準を参考とし、更に表示等及び自主回収目標に関する基準を追加	リチウム蓄電池の現行判断基準を参考とし、更に表示等及び自主回収目標に関する基準を追加
②－1 再資源化の目標に関する事項	リチウム蓄電池の場合と同じ	リチウム蓄電池の現行判断基準を参考として規定	リチウム蓄電池の現行判断基準を参考として規定
②－2 再資源化の実施方法に関する事項	リチウム蓄電池の場合と同じ	リチウム蓄電池の現行判断基準を参考として規定	リチウム蓄電池の現行判断基準を参考として規定
③市町村との連携に関する事項	リチウム蓄電池の場合と同じ	リチウム蓄電池の現行判断基準を参考として規定	リチウム蓄電池の現行判断基準を参考として規定
④その他自主回収及び再資源化の実施に関し必要な事項	リチウム蓄電池の場合と同じ	リチウム蓄電池とパソコンの現行判断基準を参考として規定	リチウム蓄電池の現行判断基準を参考として規定

※今回の指定再資源化製品への追加指定は、リチウム蓄電池の発火リスクに力点を置いたリチウム蓄電池の自主回収の促進のものであることを踏まえ、再資源化の実施方法としては「技術的及び経済的に可能な範囲で、再生資源として利用することができる状態にできるものについては、再生資源として利用することができる状態にすること」としつつ、再資源化の目標対象については、リチウム蓄電池に対するものとし、現行のリチウム蓄電池の割合（30／100）をもって規定することとする。

2. 自主回収・再資源化事業計画の認定に係る基準等

① 自主回収・再資源化事業の実施に関する計画の認定のための判断の基準となるべき事項

- 自主回収及び再資源化の目標（算定方法及びその水準）に係る検討事項

i) 回収目標	<p>(案1) 申請時、初年度目の回収量（重量又は台数）を1とし、指標をもって複数年度の計画を策定。初年度の回収量実績報告により、回収目標が定量化されるため、必要に応じ、実績を踏えた目標の見直しを行う。</p>
	<p>(案2) 申請時、認定前の期間や認定後の期間の生産量／販売量の総量（台数又は重量）に対する回収量（台数又は重量）の割合をもって複数年度の計画を策定。</p>
	<p>(案3) すでに自主回収を行っている者については、過去の回収実績を踏まえて計画を策定。</p>
ii) 認定のための判断基準等	<ul style="list-style-type: none">「高い回収目標」び「目標達成期限」の妥当な水準の設定。 (※水準を回収率をもって30%超とした場合、極端、1000の40%は400、10000の20%は2000、前者であれば認定も目標達成も○、後者であれば認定も目標達成も×となるが、後者の場合、認められないとするか否か。)
iii) 再資源化目標	製造事業者等に係る判断基準省令で定める再資源化目標と同等以上の目標。

2. 自主回収・再資源化事業計画の認定に係る基準等

① 自主回収・再資源化事業の実施に関する計画の認定のための判断の基準となるべき事項

- ・自主回収及び再資源化の目標（算定方法及びその水準）に係る方向性

i) 回収目標	(案1)、(案2)又は(案3)の選択性
ii) 認定のための判断基準等	(案1)の場合、3か年又は5か年度計画を作成し、3年度目又は5年度目の回収量が <u>初年度の回収量の30倍を超える回収量</u> となるよう各年度の目標を設定。初年度の回収実績報告により、回収量が定量化されるため、事業者と調整を行い、回収量の増加を図るための取組などを前提に、回収量目標の見直しを行うものとする。 (案2)の場合も同様で、3年度目又は5年度目に <u>回収量が30%を超える割合</u> となるように設定。 (案3)の場合も同様であるが、回収量目標については <u>過去の実績を踏まえてそれを超える回収量</u> を設定。 ※当該判断基準については、施行後5年の法点検時に、自主回収に係る進捗状況等を踏まえて検証し、必要な見直しを行うものとする。
iii) 再資源化目標	現行の基準と同様に、製造事業者等に係る判断基準省令で定める再資源化目標を下回らない目標を自ら設定。

2. 自主回収・再資源化事業計画の認定に係る基準等

① 自主回収・再資源化事業の実施に関する計画の認定のための判断の基準となるべき事項

- ・自主回収及び再資源化事業の内容（判断の基準及び報告に係る事項に限る。）

※プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則（プラ循環法施行規則）を参考

見出し	事項（プラ循環法施行規則第17条参考）
自主回収・再資源化事業の内容の基準	<ul style="list-style-type: none">i) 指定再資源化製品の収集から再資源化により得られた物の利用までの一連の行程が明らかであること。ii) 収集した指定再資源化製品に含まれる資源を相当程度再資源化するものであること。iii) 自主回収・再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合、委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であり、かつ、その委託先の監督について、収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講じていること。iv) 自主回収・再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。v) 自主回収・再資源化事業の実施において、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること。



(追加事項) ・対象とする指定再資源化製品を相当程度（高い回収目標で）自主回収すること。

2. 自主回収・再資源化事業計画の認定に係る基準等

① 自主回収・再資源化事業の実施に関する計画の認定のための判断の基準となるべき事項

- ・自主回収及び再資源化事業の内容

見出し	事項（プラ循環法施行規則第18条参考）
自主回収・再資源化事業計画の申請者の能力等に係る基準	<ul style="list-style-type: none">i) 申請者の能力に係る基準<ul style="list-style-type: none">・事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。・事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。ii) 収集又は運搬の用に供する施設に係る基準<ul style="list-style-type: none">・適切な運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。・積替施設を有する場合にあっては、必要な措置を講じた施設であること。iii) 処分の用に供する施設に係る基準<ul style="list-style-type: none">・指定再資源化製品の再資源化その他処分に適する施設であること。・運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。・廃棄物処理法の一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設である場合、それぞれ廃棄物処理法の許可を受けたものであること。・保管施設を有する場合にあっては、必要な措置を講じた施設であること。

2. 自主回収・再資源化事業計画の認定に係る基準等

② 認定を受けた計画について変更認定を要しない軽微な変更の対象とする事項

事項（プラ循環法施行規則第22条参考）

- i) 収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託した場合、受託者の氏名又は名称に関する変更
- ii) 収集又は運搬を行う者の変更のうち、委託業務の範囲及び委託者の責任の範囲の変更を伴わないもの
- iii) 収集又は運搬に使用する施設の変更
- iv) 保管施設に関する変更



（検討事項）

- ・受託者が法人の場合、「法人の代表者氏名」及び「住所」の記載について、「法人番号」をもって代えることができるようにしてはどうか。

2. 自主回収・再資源化事業計画の認定に係る基準等

③自主回収・再資源化事業の実施の状況に関する報告

報告内容（プラ循環法施行規則第26条参考）

認定自主回収・再資源化事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間における認定自主回収・再資源化事業計画に係る自主回収・再資源化事業の実施の状況に関し、次に掲げる事項等を記載した報告書を主務大臣に提出。

- i) 当該一年間に収集した指定再資源化製品の種類ごとの回収量
- ii) 当該一年間に指定再資源化製品の再資源化により得られたものの種類ごとの重量、利用者及び利用方法
- iii) 当該一年間に収集した指定再資源化製品のうち再資源化せず、再生利用されたものの種類ごとの重量及びその引渡し先
- iv) 当該一年間に収集した指定再資源化製品のうち再資源化されずに廃棄物として処理されたものの種類ごとの重量及びその処理を行った者



(追加事項)　自主回収を促進するために実施した取組内容